



区分	要件		支援内容
過疎法に係る 税制優遇	資本金 製造業・旅館業 5,000万円以下 1億円以下 1億円超	合計取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	3年間の固定資産の課税免除
	農林水産物販売業 情報サービス業	500万円以上	